**しばたん観光バス・しばたび旅行申込書**

FAX　0254-26-5031　（一社）新発田市観光協会　行

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日年齢 | 年　　月　　日 | 才 |
| お名前 |  |
| 性別 | 男　　・　　女 |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号（携帯） |  |  |
| 支払受取場所（当日以降） | 乗車時・情報センター・その他　　 | 参加人数 | 男性　　　人、女性　　　人、合計　　　人（うち未就学児童　　　人、小学生　　　人） |
| 希望プラン名 |  |
| 出発日 | 月　　　　　日 | 乗降場所 | 　　　　 |
| 【新発田市観光協会から】 定例運行バスは催行状況により、タクシーでの運行となる場合がございます。また「しばたん観光バス」新潟駅発着ＡＢコースは最寄りのＪＲびゅう窓口でのお申込となります。 |

**旅行条件（要約）**

≪お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。≫

◇ご旅行に関するお申込み・お問合せ◇

一般社団法人 新発田市観光協会　〒957-0055 新潟県新発田市諏訪町1-2-11 MINTO館1F　国内旅行業務取扱管理者　棚田 由美子

TEL0254-26-6789　FAX0254-26-5031　<http://shibata-info.jp/>　（平日8：30～18：00）

○取消料

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当協会らのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 取消日 | 取消料 |
| ①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日以前の解除 | 無料 |
| ②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前に当たる日以降の解除 | 旅行代金の20％ |
| ③旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降の解除 | 旅行代金の30％ |
| ④旅行開始日の前日に解除 | 旅行代金の40％ |
| ⑤旅行開始日の当日に解除 | 旅行代金の50％ |
| ⑥旅行開始後または無連絡不参加 | 旅行代金の100％ |

○その他

この旅行条件は、2014年4月1日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。

○募集型企画旅行契約

この旅行は、（一社）新発田市観光協会（新潟県知事登録旅行業第３－３８６号）が企画、実施する旅行であり、この旅行にご参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約の内容、条件は、下記条件、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

○お申し込み方法と契約の成立時期

1.<1>当協会、<2>旅行業法で規定された「受託営業所」（以下<1><2>を併せて「当協会ら」 といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申し込みいただきます。旅行代金（申込金を除く残金）は旅行開始日当日に集合場所の係員にお支払ください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

2.当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当協会らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らはお申し込みはなかったものとして取り扱います。

3.旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。 但し、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。

○旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した宿泊料金、運送機関の運賃・料金、食事代、拝観入場料及び消費税等諸税。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません）